

“人権”って？

- 誰もが生まれながらに持つ権利
 - 人が人らしく生きる権利
 - 全ての人々が幸せになれる権利
- それが人権です。



人権は誰にとっても身近で大切なものであり、互いにそれぞれの人権を尊重し、幸せを思いやることによって日々守られていくべきものだと私たちは考えています。

●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 **0570-003-110**

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の権利
ホットライン **0570-070-810**

- 女性の権利についての専用相談電話です。
セクハラやDVなどの女性の権利についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
 - 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

こどもの
人権110番 **0120-007-110**

- こどもの権利についての専用相談電話です。
いじめや虐待などのこどもの権利についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)



LINEでも相談を受け付けています
LINEじんけん相談

こちらから
友だち追加してください



インターネットでも相談を受け付けています



SOS-eメール

インターネット人権相談 検索

<https://www.jinken.go.jp/>

*端末の環境により、ご利用できない場合があります。



人権擁護委員ってどんな人？

出張版 教えて！たばみん



人権擁護委員って何をしている人なのかしら？

人権擁護委員は、ボランティアで、皆さんから人権にかかわる相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持ってもらえるような広報活動をしている人だミン！

そういう人がいるとは知らなかったわ…
どうやって選ばれているの？

市町村長から推薦された人の中から、法務大臣が委嘱(任命)しているミン
全国の市町村に14,000人ぐらいいるミン！

結構たくさんいるのね！
ちなみにどんな人が選ばれているの？

元学校の先生、弁護士、医療・福祉施設の職員といった、いろいろな職業や経験を持つ専門家とか、地域に明るい地元企業や農家、自治会の人などが選ばれているミン！

いろんな人が知識・経験を活かして活動しているのね！

いじめや虐待、差別など、人権にかかわることで困ったときは、一人で抱え込まずに、気軽に人権擁護委員に相談して欲しいミン！

人権擁護委員や「たばみん」のことを詳しく知りたい方は、全国人権擁護委員連合会や法務省のホームページにアクセスしてね！

全国人権擁護委員連合会 HP
<https://zenrenjinken.org/>

法務省 HP (たばみんのページ)
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/html/index.html>

たばみん 検索



法務局による 相談・救済制度のご案内

いじめ

インターネット
上の
誹謗中傷

虐待

DV

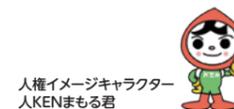
差別

ハラスメント

体罰

プライバシー
侵害

ひとりで悩まずご相談ください



あなたのその悩み 人権侵害かも…

全国各地の法務局・地方法務局・支局では、
身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っています。
困ったことがあれば、どなたでもお気軽にご相談ください。

人権相談から問題解決までの流れ

1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



窓口相談



電話相談



インターネット相談

2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて中立公正な立場で調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。
その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

簡易

- 手続に費用はかかりません。
- 弁護士等の代理人は必要ありません。
- 書面の作成など複雑な手続はありません。

迅速

- 速やかに救済手続を開始します。*
- 短期間で解決を目指します。

柔軟

- 事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
- 事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。
(当事者間の関係調整や相手方に対する説示等)
- 手続終了後も必要に応じてアフターケアを行います。

* 事案によっては手続を開始しない場合があります。

実際の事例

A さんの場合

夫から暴力を受け、子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。直ちに救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



B さんの場合

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から相談があったものです。法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、学校に人権擁護委員が出向き、児童に対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらう人権教室を行いました。



C さんの場合

勤めていた会社の上司から業務上必要かつ相当な範囲を超えて厳しく叱責されるなどのパワーハラスメントを受けたという相談があったものです。調査の結果、パワーハラスメントに該当する行為が認められたことから、上司に対し、今後、同様の行為をしないよう説示するとともに、当該会社の代表者に対し、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。



インターネット上での人権侵害について

- インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。
- 削除要請は、表現の自由を不当に制限しないように慎重に行う必要があるため、調査した結果、法務局からの削除要請を行わない場合があります。

